二　特定重要電気工作物であって、その判定期間が十八月以上であるものとして経済産業大臣及び原子力規制委員会が告示で定めるもの（次号に掲げるものを除く。）	定期検査が終了した日以降十八月を超えない時期
三　特定重要電気工作物であって、その判定期間が二十四月以上であるものとして経済産業大臣及び原子力規制委員会が告示で定めるもの	定期検査が終了した日以降二十四月を超えない時期

2　前項の表の上欄の判定期間とは、定期検査において、第六十一条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第三十九条第一項に規定する技術基準（以下この条において単に「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された特定重要電気工作物（次の第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、次の第三号に該当しないものに限る。）に係る当該期間をいう。

一　特定重要電気工作物を構成する機械又は器具であって、前条第一号から第四号までに規定する事項（炉心における燃料体の配置を確認する検査及び原子炉の停止余裕を確認する検査に係る事項を除く。）について定期検査を受けるべきもの

二　特定重要電気工作物を構成する機械又は器具であって、その定期検査の都度、技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講じる必要のあるもの

三　次のいずれかに掲げる特定重要電気工作物を構成する機械又は器具

イ　計測装置であってその台数について冗長性をもって設置されているもの、ポンプ又はフィルターであって予備のものが設置されているものその他機械又は器具であって原子炉の運転時において技術基準に適合するように補修、取替え等の措置を講じることが可能であるもの

ロ　使用済燃料を取扱う機器その他機械又は器具であって原子炉の定格出力運転時において使用されないもの

第五十四条　法第五十四条第一項ただし書の主務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一　使用の状況から前条に規定する時期に定期検査を行う必要がないと認めて経済産業大臣及び原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

二　災害その他非常の場合において、前条に規定する時期に定期検査を受けることが著しく困難であると認めて経済産業大臣及び原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認したとき。

2　前項各号の承認を受けようとする者は、様式第十五の定期検査時期変更承認申請書に使用の状況を記載した書類を添えて、経済産業大臣及び原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、前項第二号の承認を受けようとする場合には、当該書類を添付することを要しない。

第五十五条　定期検査を受けようとする者は、様式第十六の定期検査申請書を希望する検査開始日の一月前までに提出しなければならない。

2　前項の申請には、次に掲げる事項を説明する書類を添えて提出しなければならない。ただし、当該申請の時までに法第四十二条第二項の規定により届出のあった保安規程において第二号に掲げる事項についての記載があるときは、当該事項については、この限りでない。

一　定期検査の期間において行われる定期事業者検査の計画

二　定期検査の期間において行われる定期事業者検査の方法、実施頻度及び時期

三　第一号の定期事業者検査に関する放射線管理

3　第一項の申請書又は前項各号の書類の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

4　第一項の申請書及び第二項の書類又は前項の書類の提出部数は、正本及びその写し各一通とする。

第五十六条　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、前条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第五十二条各号に掲げる事項について行うべき検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第五十四条第二項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

2　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、前条第一項の申請書又は同条第三項の書類の提出を受けた場合には、機構に対し、当該申請に係る法第五十四条第二項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部の実施について、次に掲げる事項を記した通知書により通知するものとする。

一　検査を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

二　検査を受ける特定重要電気工作物を設置する発電所の名称

三　検査を実施する時期

四　検査を実施する場所

五　検査の対象

六　検査の方法

3　前項の通知書には、前条第一項の申請書及び添付書類又は同条第三項の書類の写しを添付するものとする。

4　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、第二項の通知書に記載された事項を変更したときは、速やかにその旨を機構に連絡するものとする。

第五十七条　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、定期検査を終了したと認めたときは、定期検査終了証を交付する。

第五十八条　法第五十四条第二項の主務省令で定める特定重要電気工作物は、原子力発電所に属する蒸気タービン本体及びその附属設備、原子炉本体、原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、燃料設備、放射線管理設備、廃棄設備、原子炉格納施設及び非常用予備発電装置とする。

2　法第五十四条第二項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部は、次に掲げるものとする。

一　第五十二条第一号に掲げる事項

二　第五十二条第二号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外のもの

イ　原子炉冷却系統設備に係る非常用炉心冷却系の作動検査

ロ　計測制御系統設備に係る制御棒駆動水圧系の制御棒緊急そう入検査

ハ　原子炉格納施設に係る原子炉格納容器の漏えい率検査

ニ　非常用予備発電装置に係るディーゼル発電機の作動検査

三　第五十二条第三号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの以外のもの

イ　原子炉冷却系統設備に係る非常用炉心冷却系の作動検査

ロ　計測制御系統設備に係る制御棒駆動系の制御棒緊急そう入検査

ハ　原子炉格納施設に係る原子炉格納容器の漏えい率検査

ニ　非常用予備発電装置に係るディーゼル発電機の作動検査

3　前項の規定にかかわらず、特定重要電気工作物の構造、材料その他の関係により経済産業大臣及び原子力規制委員会が自ら検査を行う必要があると認めた場合は、当該特定重要電気工作物に係る検査は、経済産業大臣及び原子力規制委員会が自ら行うものとする。

4　経済産業大臣及び原子力規制委員会は、前項の検査を行う必要があると認めた場合には、機構に対し、その旨を通知するものとする。

5　機構は、第五十六条第二項の通知に基づき、第二項の検査の方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

6　法第五十四条第三項の通知は、次に掲げる事項を記した書面によって行うものとする。

一　検査を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名

二　検査を受けた特定重要電気工作物を設置する発電所の名称

三　検査年月日

四　検査を実施した場所

五　検査の対象

六　検査の方法

七　検査の結果